

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

| | |
|------------------------------|--|
| 会 議 の 名 称 | 第4期美幌町自治推進委員会(第7回) |
| 開 催 日 時 | 令和元年6月24日(月) 18時30分 開会 19時10分 閉会 |
| 開 催 場 所 | しゃきつとプラザ 会議室2 |
| 出 席 者 氏 名 | 山野寺委員、大平委員、志布委員、村口委員、加藤委員、 疋田委員、熊崎委員、伊藤委員、梅津委員、横山委員 |
| 欠 席 者 氏 名 | |
| 事務局職員職氏名 | 小室政策主幹、伊藤政策担当主査、長尾政策担当 |
| 議 題 | 1 平成30年度アクションプランの実施結果について 2 美幌町自治基本条例アクションプラン(改訂版)の策定について 3 平成30年度審議会等の会議の公開に関する運用状況について 4 平成30年度美幌町パブリックコメント手続条例の実施状況結果 について 5 その他 |
| 会議の公開又は 非公開の別 | 公開 |
| 非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合) | — |
| 傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合) | なし |
| 会 議 資 料 の 名 称 | 書類番号1 自治基本条例に係るアクションプラン(平成23～30 年度)取組実績について【概要版】 書類番号2 アクションプラン 平成30年度の実施結果 書類番号3 美幌町自治基本条例アクションプラン【平成31年度 (2019年度)～平成34年度(2022年度)】 書類番号4 平成30年度審議会等の会議の公開状況 書類番号5 美幌町パブリックコメント手続条例に係る平成30年 度の実施状況結果について ・美幌町自治基本条例逐条解説 ・逐条解説改訂箇所 |
| 会 議 録 の 作 成 方 針 | <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した全部記録 |
| | <input type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 |
| | <input type="checkbox"/> 要点記録 |

| 発 言 者 | 審議内容（発言内容、審議経過、結論等） |
|------------|---|
| 小室政策主幹（司会） | <p>皆さん、こんばんは。 大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 ただいまから、第4期美幌町自治推進委員会第7回目の会議を開催したいと思います。 開催に先立ちまして、委員の変更についてご報告させていただきます。 商工会議所からの推薦により選任されておりました大野秀樹委員が、一身上の都合により美幌町自治推進委員会委員の辞任届を提出されたところであります。後任の委員につきましては、本日出席の横山直樹様が商工会議所からの推薦ということで、先日委嘱状の交付をさせていただきましたのでご報告させていただきます。 ここで横山委員より一言ご挨拶をいただきたいと思います。</p> |
| 横山委員 | <p>こんにちは。 美幌商工会議所の関係で、自治推進委員会委員に推薦されました横山直樹と申します。 仕事は、横山コンクリート工業所で代表を務めさせていただいております。 今後ともどうぞよろしく願いいたします。</p> |
| 小室政策主幹（司会） | <p>ありがとうございました。 それでは、早速議題に沿って進めて参りたいと思います。 ここからの進行は、村口会長にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> |
| 村口会長（司会） | <p>皆さん改めましてお晩でございます。 今日は第7回目の委員会です。令和になって初めてです。全員集まっていますので、何かいい意見がありましたらよろしく願いいたします。 それでは、議題に沿って進めていきたいと思います。</p> <p>議題 （1）平成30年度アクションプランの実施結果について</p> |
| 村口会長（司会） | <p>それでは、議題（1）平成30年度アクションプランの実施結果について、事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 小室政策主幹 | <p>それでは、平成30年度アクションプランの実施結果についてご説明いたします。 書類番号1をご覧ください。 こちらの資料は、アクションプランの取組実績の概要版となっており、42の取組事業のうち、1ページから2ページに既に完了している23の事業、3ページから4ページには平成30年度において実施していた19の事業実績を掲載しております。 次に、書類番号2をご覧ください。 ただいまご説明いたしましたとおり、平成30年度において実施いたしました19の事業のうち、主な事業のみをご説明したいと思いますので、4ページをご覧ください。 第3章町民参加、自治基本条例でいけば第12条関係になりますが、</p> |

| | |
|-----------------|---|
| <p>小室政策主幹</p> | <p>アクションプラン④の取組内容の1つ目、「青少年・子どもの町政への参加の推進」として、平成30年度はもっと身近に町政を感じてもらおうよう、中学生、高校生を対象としたまちづくりアンケートを実施したところです。アンケート結果につきましては、参考までに資料を添付しております。「これからも美幌町に住みたい」または「1度町外に出てもまた戻ってきたい」という中学生、高校生の割合が約69%という結果になっている部分のみ説明させていただき、裏面には意見やアイデアだとかが掲載されております。後程お目通しいただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>書類番号2に戻っていただき、アクションプラン④の取組内容の2つ目、「女性の町政への参加の推進」として、参加率の向上のため、第4次男女共同参画プランを策定しております。</p> <p>続きまして、9ページをご覧ください。</p> <p>第9章行政運営、条例でいけば第38条関係になります。アクションプラン⑨の取組内容の1つ目、「行政評価システムの構築」として、平成30年度はシステム改修を行い、様式等の全般的な見直しを行い、より効率的な行政評価の在り方について見直しを行ったところであります。</p> <p>次に、10ページをご覧ください。「危機管理体制の整備」ということで、条例は第42条関係になります。アクションプラン⑬の取組内容の2つ目、「各種マニュアルの見直し・整備」についてですが、平成30年度は防災Webマップを作成したところであります。</p> <p>続きまして、11ページをご覧ください。</p> <p>第11章条例の見直し等、条例では第48条関係になります。アクションプラン⑮の取組内容の2つ目、「自治推進委員会の設置・運営」についてですが、平成30年度は大変お忙しい中、皆さま方に6回お集まりいただき、条例の見直しを行っていただきました。結果的には、条例改正に至りませんでした。活発な討議と貴重なご意見をいただきましたことについて、改めて感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>続いて、14ページ目以降につきましては、先程も申し上げましたが、平成29年度までに完了した事業についての取組内容を掲載しておりますので、後程ご覧いただければと思います。</p> <p>簡単ではありますが以上であります。よろしく願いいたします。</p> |
| <p>村口会長（司会）</p> | <p>ただいまの事務局の説明について、何かご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>ないようですので、2番目の美幌町自治基本条例アクションプラン(改訂版)の策定について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議題 （2）美幌町自治基本条例アクションプラン（改訂版）の策定について</p> |
| <p>伊藤政策担当主査</p> | <p>それでは、議題（2）美幌町自治基本条例アクションプラン（改訂版）の策定について、ご説明させていただきます。</p> <p>お手元に、事前配付しております書類番号3「美幌町自治基本条例アクションプラン」をご用意していただきたいと思います。</p> <p>議題には、「改訂版の策定」と書いてありますが、平成31年3月に作られた新しいアクションプランとなっております。こちらを「新アクションプラン」と呼んでいきます。</p> <p>なお、平成31年3月策定ですので、元号が「平成」となっております。現在は元号が「令和」に変わっておりますので、例えば「平成34</p> |

伊藤政策担当主査

年度」であれば、「令和4年度」というように読み替えをお願いいたします。

始めに、アクションプランを見直すに至った経緯について、ご説明させていただきます。

先程、平成30年度アクションプラン実施結果について説明させていただきましたが、こちらは美幌町自治基本条例を生きた条例にするためのアクションプランとして、自治基本条例の施行後、平成23年4月になります。それから1年以内を目標に、条例の規定事項との整合性を図るために取り組まなければならない具体的な事項をまとめたものが、先程説明したアクションプランになります。こちらは、既に何らかの取組が進められておりますので、先程説明したとおり、継続中のものを含めて、計画はほぼ達成されていると言えるかと思えます。

また、昨年度は、皆さまにもご協力いただきました、自治基本条例第48条に基づく条例等の見直しの時期でもありましたので、皆さまからご意見をいただいたところでもあります。この自治基本条例の見直しと併せて、アクションプランと自治基本条例との整合性を図るために、新アクションプランを改訂版として策定することとなりました。

次に、新アクションプランとこれまでのアクションプランとの変更点について、簡単にご説明いたします。

1つ目は、新アクションプランの計画期間を4年と定めさせていただいております。これまでのアクションプランは、特に計画期間というものは定めておりません。毎年、こちらに書いてある取組内容の結果をとりまとめていただいただけに過ぎなかったものですので、昨年度自治基本条例の見直しを行う期間に合わせた4年間というのを1つの計画期間として、その都度アクションプランと条例との整合性を図ろうというものであります。

2つ目は、自治基本条例に基づく具体的な取組事項を洗い出して、条例に基づいて取り組まなければならないことを、条文ごとに具体的に示表しております。

なお、共通事項を表している条文については、具体的な取組はありませんので、記載しておりません。

3つ目は、進捗管理を行うのは、制度が定着して確実な運用が図られているものは除き、新たに取り組むこと、前回から引き続き取り組むことのみを絞って掲載させていただいております。

以上が新しいアクションプランの変更点となっております。

それでは、実際にお配りした資料を基に説明をさせていただきます。

まず、表紙を1枚おめくりください。

向かって左側に「美幌町自治基本条例アクションプラン策定の趣旨」が記載されております。こちらの趣旨の中身は、策定経過の説明をいたしました。条例の見直しに併せてアクションプランについても現状と適合したものかを検討し、自治基本条例を生きた条例にするために取り組むべき事項及びスケジュールをまとめるものとしたいたしました。右側が目次となっております。

1枚おめくりください。

1ページ、こちらには前文から、第1条関係、第2条関係、第3条関係というように条文が記載されております。

2ページをご覧ください。第4条関係が記載されております。この枠の下に、「前文は、条例の制定に当たっての背景や主旨を明らかにするため設けたものです。第1条から第4条までの規定は、総則規定であり、条例全体の基本事項を定めたものです。」とあります。こちらは、条例全体の基本事項を定めたということですので、具体的な取組事項は記載し

| | |
|-----------------|---|
| <p>伊藤政策担当主査</p> | <p>ておりません。</p> <p>3ページをご覧ください。第5条関係は、情報共有についての共通原則であり、第6条から第11条にそれぞれ情報共有についての具体的な取組が掲げられているため、第5条関係にも具体的な内容は記載しておりません。</p> <p>次の第6条関係をご覧ください。第6条関係は、第5条の「情報の共有」について規定しております。この条の取組としては、(1) 町政情報の提供、(2) まち育講座の実施を掲げております。併せてこれらを担当するグループ名を記載しております。その下にある【新たな取組】「情報コーナーの増設」をご覧ください。こちらには、昨年行った条例の見直しの際にいただきました意見を参考に、広く住民の方に情報を提供する方法の1つとして、役場庁舎にのみ設置している「情報コーナー」をほかの公共施設にも設置する検討を進めようというもので、本計画期間におけるスケジュールをH31年からH34年、こちらは令和4年となりますが、この4年間分を矢印で示しています。</p> <p>次に、4ページをご覧ください。上から2つ目の第8条関係をご覧ください。情報公開の条文が書いてあります。【第8条に規定された事項を推進するための取組】(1)(2)の下に、【前アクションプランからの引継事項】があります。こちらにつきましては、申し訳ありませんが書類番号2の30年度の実施結果16ページをご覧ください。下から2つ目に「公文書管理条例の検討」とありますが、こちらの実績は「完了(継続中)」となっております。今後の方向性は、「ファイリングシステムの動向を踏まえ検討すべきと判断しました。」ということで、今後も検討が必要という内容となっておりますので、新アクションプランに平成30年度以降も検討が続けていくということで掲載しております。</p> <p>5ページ目以降、このような形で、それぞれの条文に対する取組内容、新たな取組事項、前アクションプランからの引継事項というものをそれぞれの条文に応じて明確にし、自治基本条例が形骸化しないような取組に努めて参りたいと考えています。</p> <p>事前配付させていただいておりますので、このまま最後の25ページまでおめくりください。時間の都合もありますので、全ての説明は割愛させていただきますが、25ページの右側を横にして見ていただきたいと思います。これはアクションプランの中において、「新たな取組」と「前アクションプランからの引継事項」全11項目あります。これからの4年間は、基本的にこの11項目の取組について、毎年度末の進捗状況を管理していきたいと考えており、新たに追加する項目があった場合はこの中に追加して進めていきたいと考えております。</p> <p>すみません、最後のページの第45条関係、北見地域定住自立圏構想の推進とありますが、担当を「総務グループ」でなく「まちづくりグループ」に訂正をお願いいたします。</p> <p>こちらの新たな取組のスケジュール一覧となっておりますが、内容としては、「情報コーナーの増設」、「公文書管理条例の検討」、「女性の町政への参加の推進」、「総合計画基本計画の見直し」、「財政運営計画の策定」、「行政改革実施計画の策定及び進捗状況の公表」、「審査基準の検証及び運用の点検」、「防災体制の充実強化」、「業務継続計画(BCP)の策定」、「美幌町法令遵守の推進に関する条例の運用の適正化」、「北見地域定住自立圏構想の推進」それぞれが条例に基づいた取組事項として、今年度から令和4年度まで進めていきたいと考えているところであります。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いたします。</p> |
| <p>村口会長(司会)</p> | <p>はい。今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありますか。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| <p>村口会長（司会）</p> | <p>ないですか。なかったら、3番目の平成30年度審議会等の会議の公開に関する運用状況について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>議題 <u>（3）平成30年度審議会等の会議の公開に関する運用状況について</u></p> |
| <p>小室政策主幹</p> | <p>それでは、議題（3）平成30年度審議会等の会議の公開状況についてご説明いたしますので、書類番号4をご覧ください。</p> <p>平成30年度においては、全部で44ある審議会等のうち、12の審議会等の会議は開催されませんでした。残り32の審議会等で開催されたところであり。合計122回の会議となっております。そのうち、すべて公開された会議は59回、一部非公開は0、非公開が63回となっております。</p> <p>また、公開の会議における傍聴人数ですが、一般の方が延べ3名、報道機関の方が延べ8名となっており、平成30年度においても傍聴人数が少ない状況となっております。</p> <p>なお、別添資料の様式第2号につきましては、各会議の開催年月日などの詳細が掲載されておりますので、後程ご覧いただければと思います。以上であります。</p> |
| <p>村口会長（司会）</p> | <p>事務局から今説明がありましたが、ご意見やご質問はありますか。</p> |
| <p>小室政策主幹</p> | <p>以前、熊崎副会長から「少ないですね。」というお話がありましたが、役場といたしましても美幌新聞だとかホームページだとかに掲載して、傍聴にぜひ参加してくださいと呼びかけてはいるんですが、結果的には残念ながら一般の方は延べ3名ということで、なかなか来ていただける機会がないという状況になったということでもあります。</p> |
| <p>村口会長（司会）</p> | <p>熊崎さん、何かない。</p> |
| <p>熊崎委員</p> | <p>「やった」というのは結構聞くんですよ。「やるよ」とか「行ってもいいんだ」というのがもっとあってもいいのかなと思いつつ。先程、その辺に木村議員がいて、のらくらか何かで委員会を番組にしてもらって、YouTubeで流すというのもいいんじゃないかとちょっと思いました。そんな感じです。</p> |
| <p>村口会長（司会）</p> | <p>ほかに誰かないですか。</p> <p>ないようですので、議題（4）平成30年度美幌町パブリックコメント手続条例の実施状況結果について、事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| <p>小室政策主幹</p> | <p>議題 <u>（4）平成30年度美幌町パブリックコメント手続条例の実施状況結果について</u></p> <p>それでは、議題（4）美幌町パブリックコメント手続条例に係る平成30年度の実施状況結果についてご説明いたしますので、書類番号5をご覧ください。</p> <p>まず、パブリックコメント手続というのは、町の政策等を策定するにあたり、町民の皆さまに内容を広く公表し、意見をいただき、その意見を考慮して意思決定をします。そして、意見に対する町の考え方を公表</p> |

| | |
|-----------------|---|
| <p>小室政策主幹</p> | <p>することとしています。このようなことがパブリックコメント手続の内容となっております。自治基本条例においては、町民参加の手法として、第14条にこのパブリックコメントの実施について規定されているところがあります。平成30年度においては7つの案件でパブリックコメントを実施したところがありますが、そのうち、「意見なし」という案件が4件、「意見あり」という案件が3件あり、それぞれ見ていただければわかるとおり、No.1の屋内多目的運動場建設基本設計説明書（案）に対しては2件、No.2の美幌町新庁舎建設基本設計（案）に対しては4件18項目、No.3の美幌町総合計画基本計画（中期）（案）に対しては1件4項目の意見が寄せられたところがあります。意見をいただいたとしても、それほど多くの意見をいただけていないという状況となりました。</p> <p>中身につきましては、記載内容をご覧いただきたいと思います。以上であります。</p> |
| <p>村口会長（司会）</p> | <p>今、事務局から説明がありましたが、何かご質問等ありますか。ないですか。</p> |
| <p>小室政策主幹</p> | <p>すみません、追加で説明させていただきますが、このパブリックコメントの関係ですが、先程熊崎委員から木村議員のお話がありましたが、なかなか意見が出てこないというのは、何かやり方に問題というか工夫をする必要があるのではないのでしょうかという一般質問が議会でありました。我々としても、どのような形で町民参加がもっともっと出ることかということは今後検討していきたいという答弁をさせていただいておりますので、パブリックコメントの在り方、ほかの意見交換の在り方、いわゆる自治基本条例第14条関係での手法で新たなものを加えるのか、あるいはもっと充実したものにするのかという結論はまだ出ておりませんが、町としてはそのようなことで町民参加を促していきたいという答弁をさせていただいておりますので、ご報告だけさせていただきたいと思います。</p> |
| <p>村口会長（司会）</p> | <p>はい。 次は、議題（5）その他ということで、事務局から何かありますか。</p> <p>議題 （5）その他</p> |
| <p>小室政策主幹</p> | <p>本日もスムーズな進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>事務局からの報告ということで、先程会議の前段で、人事異動がどうであったかという話がありましたが、本日内示がありました。</p> <p>本日は大変申し訳ありませんが、部長が出席できませんでしたが、部長を含めて4名全員変わることになりました。本日欠席の金子のみが残ることとなりました。部長につきましては、自己都合で早期に退職されるということです。皆さまにくれぐれもよろしくお伝えくださいとの伝言を承っておりますのでお伝えするとともに、我々からも一言ずつご挨拶をさせていただきたいと思います。</p> <p>私は、平成28年4月に政策主幹となり、3年3か月皆さまにお世話になりました。この間、条例の見直しということで、4年に1度のことを経験させていただきました。皆さまには活発な討議あるいは意見をいただきましたが、社会情勢等これまでとあまり変わっていないということで条例改正には至りませんでした。貴重な体験をさせていただいた</p> |

| | |
|----------|---|
| 小室政策主幹 | <p>ということで、皆さまに感謝申し上げます。新しい部署は、民生部の児童支援グループとなりました。引き続き皆さまにはお世話になる機会が多々あるかと思しますので、今後ともよろしくお願いいたします。今までどうもありがとうございました。</p> |
| 伊藤政策担当主査 | <p>政策担当主査の伊藤です。皆さまどうもお疲れ様でした。</p> <p>私は、平成27年7月に政策担当主査として、当時総務グループ庶務担当から異動して参りました。私も小室と同じく民生部に異動となりまして、保健福祉グループ高齢者福祉担当主査として7月1日から勤めることとなりました。第4期の委員の皆さまとは1年程のお付き合いだったかと思いますが、いろいろと貴重なお時間を割いていただき、会議にご出席いただきましてありがとうございました。</p> <p>私は今度しゃきっとの方におりますので、別の機会でお世話になることもあるかと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> |
| 長尾政策担当 | <p>私も平成28年4月、主幹と一緒に異動してきました。当時、納税担当からこちらに異動してきました。同じく3年3か月やらせていただきました。</p> <p>私が一番印象に残っているのが、今年の条例改正で、いろいろと私が進めてここまでやってきたんですが、ちょっと力が足りず至らない点とかもあってご迷惑をおかけしたと正直思っております。それでも、委員の皆さまのお力をいただきながら、条例改正には至りませんでした。ご協力いただき、本当に感謝しております。次は、スポーツ振興担当ということでトレセンの方におります。何かありましたらお力添えをいただきたいと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 小室政策主幹 | <p>なお、後任について、政策主幹には現在経済部で商工主幹をしている後藤、主査には現在課税担当をしている中村、担当には現在水道にいる赤川という者が来ます。この後、自治推進委員会がいつあるのかという話がありましたが、現在条例がだいぶ根付いてきているというか、本当は皆さまにまだまだ周知し、町民の方々に根差すべきなんだと思いますが、今年度の開催が1回あるかどうかというところになります。</p> <p>今後、事務局のメンバーと会う機会がないかと思いますが、何かあれば事務局に顔を出していただき、顔を覚えていただけたらと思っております。</p> <p>なお、広島部長の後任ですが、小室保男という者が総務部長になります。引き続き事務局5名について、よろしくお願いいたします。</p> |
| 村口会長（司会） | <p>それでは、議題（1）から（4）までありましたが、質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないですか。</p> |
| 一同 | はい。 |
| 村口会長（司会） | <p>そうしましたら、今日いる3名の方が変わられるということで、最後にお疲れ様でしたという拍手を送りたいと思います。</p> <p>3名の皆さま、お疲れ様でした。</p> |
| 一同 | （拍手） |

| | |
|----------|--|
| 伊藤政策担当主査 | <p>最後に1つだけよろしいですか。</p> <p>今日、逐条解説という冊子を配付させていただきました。こちらは、条例改正の必要があるかどうかの議論の中で、一部改正と言いますか、見直しした箇所があります。2019年3月改正というものを本日お配りさせていただきました。修正箇所については、別紙の「逐条解説改正箇所」という1枚ものが入っていたかと思いますが、ありますでしょうか。簡単に説明いたしますと、12ページの第15条「第3章 町民参加」の（提出された意見等の取扱い）、【解説・考え方】の3行目に「そして、意見等に対する検討結果及び結果を町ホームページや情報コーナー等で広く町民へ公表することとしています。」というように、具体的な周知方法を書かせていただいております。</p> <p>それ以降は、文言の整理となっております。</p> <p>報告は以上です。</p> |
| 村口会長（司会） | もうありませんか。 |
| 小室政策主幹 | ありません。 |
| 村口会長（司会） | <p>それでは会議を終わりにしたいと思います。</p> <p>お疲れ様でした。</p> |
| | <p style="text-align: right;">了</p> |